

松尾中学校 いじめ防止基本方針(概略版)

【松尾中学校における基本的な考え方】

「いじめ」には、家庭・地域及び関係機関等の協力を得ながら学校が一丸となって組織的に取り組みます。

万が一、「いじめ」が発生した場合でも、迅速且つ適切な対応に努め、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度も育てながら、被害生徒に寄り添い、安心感を与えるとともに加害生徒の抱える問題も解決していきます。

本校では学校教育目標を踏まえ、いじめを生まない学校環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きと学校生活を送ることができるように教育活動を推進します。

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法による)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

【いじめの認定】

行われた行為がいじめかどうかの判断は法律(いじめ防止対策推進法)の定義によって行います。

- 1 行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も**生徒**であること
- 2 甲と乙の間に一定の**人間関係**が存在すること
- 3 甲が乙に対して心理的または物理的な**影響を与える行為**をしたこと
- 4 当該行為の対象となった乙が**心身の苦痛**を感じていること

以上の4つの要素すべてに該当した場合、法律上「いじめ」と判断されます。学校では、「いじめたかどうか」ではなく、行った行為が法律の定義によりいじめにあたるかどうかを判断し対応します。

【いじめ防止のための組織と取組】

学校では、「教育相談会」「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの早期発見といじめの早期解決に向けた取組を行います。

1 組織

「いじめ防止対策委員会」 事案の判断、対応方針

2 未然防止・早期対応

「生徒会の取組」「学年の取組」

「運営委員会・職員朝会(月・水)」

「教育相談委員会(毎週)」

「定例職員会議(毎月)」

全校生徒の情報の共有

3 早期発見・早期対応

「日常観察」「タイムくん(生活ノート)活用」 毎日

「SCとの相談会」 毎週月曜日

「アンケートの実施」 年間3回および随時

「教育相談週間の実施」 年間2回および随時

4 生徒会を中心とした取り組みも進めます

重大事態が発生した場合には、調査委員会を設置するほか学校以外の関係機関(保護者、教育委員会、警察等関係機関)と連携して対応にあたります。

お子さんの心配なことや地域の子どもたちの気になることは
松尾中学校まで連絡をお願いします。

 76-4650